

入札公告書

下記工事について、次のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年9月24日

田原本町長 高江 啓史

第1. 入札に付する工事

1. 工事名 味間13号線他舗装工事
2. 工事場所 田原本町大字味間地内
3. 工事概要【味間13号線】
施工延長 L = 96 m
舗装工 A = 372 m²
区画線工 一式
【味間20号線】
施工延長 L = 102 m
舗装工 A = 375 m²
4. 工事期間 契約締結日から 令和9年2月19日まで
5. 予定価格 7,691,200 円（消費税等含む）
6. 最低制限価格 6,868,400 円（消費税等含む）
7. 入札方法 電子入札による
8. 入札保証金 田原本町契約規則第6条の規定による（免除）
9. 前払金 田原本町公共工事に要する経費の前金払に関する規則第3条の規定による。

第2. 競争入札に参加する者に必要な資格

令和8・9年度において田原本町競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を受理されている者で、次に掲げる条件をすべて満たす建設業者であることとします。

1. 参加資格	田原本町建設工事請負業者資格審査規程に基づき舗装工事でAランク又はBランクとして格付けされていること。
2. 営業所の所在地に関する条件	田原本町内に主たる営業所又は従たる営業所を有するもの。
3. 設計業務の受託者との関連に関する条件	条件なし。
4. 配置技術者に関する条件	①この工事について、建設業法の規定に従い適切に主任技術者を施工現場に配置すること。 ②配置技術者としては、経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿に掲載されている者を配置すること。それ以外の技術者を配置する場合は、雇用関係及び技術者の資格等が分かる書類を提出すること。 ③配置技術者としては、一般競争入札参加資格確認申請日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者を配置すること。
5. 現場代理人に関する条件	現場代理人としては、落札候補者となった時点において落札候補者と直接的雇用関係のある者を配置すること。
6. その他	①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生

	手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと。 ③田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第8条に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと、及び田原本町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成15年1月田原本町告示第47号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。 ④一般競争入札参加資格確認申請を行った日から落札候補者を決定する日までの期間において、田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領（平成25年8月田原本町告示第43号）第3条第1項の規定による入札等参加停止を受けていないこと。
--	---

第3. 競争入札参加資格確認申請

この入札に参加しようとするものは、田原本町電子入札システムを利用し、参加資格の確認に必要な添付書類を添付し申請しなければならないものとします。

1. 設計書等の配布	①配布期間 令和8年9月24日（木）～令和8年9月28日（月） ②配布方法 田原本町電子入札システムよりダウンロード
2. 申請等	①申請期間 令和8年9月24日（木）～令和8年9月28日（月） の田原本町電子入札システム利用可能時間 午前9時00分～午後8時00分（土日、祝日を除く。） ②申請方法 田原本町電子入札システムを利用した申請 ③添付書類 ・経営事項審査結果及び設計業務受託者との関係を示す書類（様式3） なお、参加に要する費用等は参加者の負担とします。 また、資料の添付漏れ等必要な書類が提出されない場合は参加できません。

第4. 設計図書等に対する質疑の受付及び回答

1. 受付方法

質疑が生じた場合は、入札情報サービスの「様式ダウンロード」に掲載している「質疑書」によりメールで提出してください。メール送信後、下記担当部署まで必ず電話で連絡してください。なお、質疑がない場合は提出不要です。

2. 受付期限 令和8年10月5日（月） 午後4時

提出先 田原本町産業建設部まちづくり建設課
メール kensetsu@town.tawaramoto.nara.jp
アドレス
TEL 0744-34-2077

3. 質疑に対する回答

質疑があった場合の回答は、令和8年10月9日（金）までに本公告を掲載したページに掲載します。なお、入札参加者以外からの質疑については、回答しません。

第5. 入札日時等

- 入札日時 令和8年10月5日（月） ～ 令和8年10月16日（金） までの田原本町電子入札システム利用可能時間
午前9時00分～午後8時00分（土日、祝日を除く。）
- 入札方法 電子入札
（田原本町電子入札システムに関するマニュアル等に従うこと。）

第6. 開札日 令和8年10月19日（月）

第7. 落札候補者の決定方法

予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で最も低い価格をもって有効な入札を行ったものか

ら順に落札候補者を決定します。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札者が2以上ある場合は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。

第8. 事後審査

入札の結果落札候補第1位順位者と認められた者については、開札日の翌日午後5時までに下記書類（以下「事後審査書類」という。）の提出を求めます。事後審査書類については、内容確認を行い、必要に応じて調査を行い、受注者として適格であるか否かを判断して落札者を決定します。事後審査書類が期限までに提出されなかった場合、事後審査書類に不備や漏れ落ち等があった場合、事後審査書類に虚偽の記載をした場合、事後審査書類に関する調査に協力しなかった場合、入札金額の積算内訳が設計仕様等に適合しない場合その他落札候補者において適切な施工がなされないおそれがあると認められる場合には、当該落札候補者を失格とし、次順位者について同様に事後審査を行うことがあります。

◆提出を求める事後審査書類

- (1) 現場代理人及び配置技術者等選任届
- (2) 現場代理人経歴書
- (3) 配置技術者経歴書

第9. 入札の事後公表

事後審査型条件付き一般競争入札における入札の事後公表は、落札者の決定日の翌々日以降に行います。

第10. 入札の無効等

1. 入札参加資格のないものがした入札その他田原本町入札執行要領（平成24年6月田原本町告示第48号）第13条又は第14条に該当する入札は、無効又は失格とします。
2. 工事費内訳書を提出しない入札、工事費内訳書の「入札金額」と入札された金額とが一致しない入札、工事費内訳書の各小計及び合計が一致しない入札その他記載内容に不備がある入札は、無効とします。なお、工事費内訳書の書式は、この公告を掲載したページからダウンロードしてください。
3. 落札者が契約締結までに入札条件を満たさなくなったときは、落札者としての権利は消滅し、契約は締結できません。また、不正又は不誠実な行為として田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領第3条第1項の規定による入札等参加停止の対象となる場合があります。
4. 災害、事故等が発生した場合や、不正行為があると認めた場合等においては、入札を中止し又は延期する場合があります。
5. 申請書等の提出後に入札を辞退する場合は速やかに入札辞退届を提出してください。無断で応札をしない等とは不誠実な行為として田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領第3条第1項の規定による入札等参加停止の対象となる場合があるので注意してください。
6. 田原本町電子入札システムに関するマニュアル等によらない方法等での入札は無効とします。マニュアル等は田原本町のホームページに掲載しています。

第11. 監理技術者等の途中交代について

監理技術者等の途中交代は、監理技術者死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合、受注者の責によらない契約事項変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、その他技術者の交代が合理的と町長が認める場合に限る。

第12. 契約条項を示す場所及び日時

1. 場所
〒636-0392
奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町総務部総務課財産・契約管理係
TEL 0744-34-2108

2. 日時

公告日の午前9時から令和8年10月23日（金）午後4時30分まで